

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	02108	特区名	ながさき海洋・環境産業拠点特区		
提案事項名	海洋再生可能エネルギー実証フィールドにおける環境アセスメントの規制緩和				
提案事項の具体的な内容	<p>洋上風力発電について出力10,000kW以上の発電事業(発電所)の場合、環境アセスメントの対象とされている。このため、海洋再生可能エネルギー(浮体式洋上風力発電)の実証フィールドとして平成26年7月に国の指定を頂いた五島市枕島沖において、出力10,000kW以上の実証事業を行う場合もその都度、環境アセスの手続きを要することとなり、コスト面、手続き面での障壁から、我が国の実海域での実証試験が回避されることも懸念される。</p> <p>一方、欧米の風車メーカーでは既に出力10,000kW級の発電デバイスが開発されているなか、当該風車自体はもとよりその大規模風車を設置する浮体構造物についても我が国海域での実証試験の必要性が高まっている。</p> <p>現行の法令では、出力7,500kW以上10,000kW未満は第二種事業とされ、環境アセスメントの要否判定(スクリーニング)を主務大臣が個別に行うものと定められている。また、この判定にあたっては知事意見に加え、発電所について簡易な環境影響評価を実施することとされている。</p> <p>以上の法令の定める趣旨を踏まえるとともに、海洋再生可能エネルギー実証フィールドの有効活用を図ることで我が国の海況・環境に適合した洋上風力発電所の整備に資する実証事業を促進するために10,000kW未満の実証海域で実施した環境アセスメントにて得られたデータを有効活用し、実用段階の出力10,000kW以上における環境アセスメントの評価項目の一部を省略・代替する措置を求めたい。</p>				
政策課題とその解決策	海洋再生可能エネルギーの実証フィールドに関して、より最先端の実証試験を簡素な手続きで行うことが可能となり、日本国内の海洋再生可能エネルギーによる産業振興及びクリーンエネルギーの普及が促進される。				
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	D:現行法令で対応可能		担当省庁名	環境省
	担当課名	大臣官房環境影響評価課			
	規制法令	環境影響評価法第3条(配慮書の作成) 環境影響評価法第5条(方法書の作成) 環境影響評価法第14条(準備書の作成) 環境影響評価法第21条(評価書の作成)			
	規制等の趣旨	環境影響評価法は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為の実施・意思決定に当たりあらかじめ環境への影響について適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体等から環境保全に係る意見を求めた上で、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的として、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価の実施を義務付けるものである。			
	担当省庁の見解	出力10,000kW以上の実用段階の事業(以下、実用事業という)を実施する場合において、先行して実証海域で実施した事業(以下、実証事業という)で得られたデータ(「環境影響評価の手続きを進めていくために実施した調査等のデータ」及び「実証試験のための運転時に得られたデータ」等)について、法に基づく環境影響評価(調査、予測及び評価等)を実施する際の環境影響評価図書に活用できる場合があると考えている。 具体的に環境影響評価図書に活用できるデータの項目・内容については、実証事業における法に基づく環境影響評価の結果並びに実用事業における事業特性及び地域特性等の諸条件をふまえて判断されると考えている。			
	実施時期	—	スケジュール	—	
	指定自治体の回答	a:了解	書面協議(2回目)の希望	希望しない	
理由等	担当省庁の見解を了解した。具体的に環境影響評価図書に活用できるデータの項目・内容については、その都度事業者から環境省へ相談をさせていただきたい。				
内閣府整理	iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの				
コメント	環境省より、提案内容について、先行して実証海域で実施した事業で得られたデータを、実用段階の事業を実施する際の環境影響評価図書に活用できる場合があるとの見解が示された。 上記見解に対し指定自治体は了解しており、今後環境影響評価を実施する際の個別具体的なデータ活用については、別途事業者から環境省に照会することとなった。				